平成２５年（フ）第２９号
北海道河東郡士幌町字士幌西１線172番地
若葉団地68号
債務者　木村　壽男
1　決定年月日時　平成25年６月20日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中原　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月17日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第７６号
長野市松岡２－２－４　302号室、住民票上の住所長野県北安曇郡松川村5721番地547
債務者　福島　文香
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７９号
長野市大字長野桜枝町1142番地
債務者　有山富貴子
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８１号
長野市大字稲葉1758番地　Ｔ．Ｍコーポ202
債務者　荒川　　明
1　決定年月日時　平成25年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５６号
長野県埴科郡坂城町大字南条7159番地２
コーポＮ101
債務者　中島　克彦
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第６０号
長野県上田市蒼久保524番地１
債務者　池田みゆき
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第４５号
長野県茅野市ちの1303番地１　アルコバレーノ204号
債務者　須﨑　道郎
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第１０１号
三重県津市一志町虹が丘23番地７
債務者　庄村　貴代
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第５１号
滋賀県近江八幡市永原町上６－１、住民票上の住所滋賀県近江八幡市市井町229番地
債務者　福永建設こと　福永　敏行
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第７２号
滋賀県東近江市五個荘小幡町439番地１、前住所滋賀県東近江市五個荘山本町423番地94
債務者　西岡　裕路
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第３１号
京都府亀岡市篠町広田２丁目３番16号
債務者　押田　卓也
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第１８８号
兵庫県姫路市神屋町４丁目58番地
債務者　菅原　輝彦
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１１６号
奈良県大和郡山市稗田町476番地　県住７－501
債務者　島田　妙子
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１６６号
奈良市三条添川町３番31―102号
債務者　米田　泰子
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第４２６号
広島市西区井口台１丁目10番15―401号　エスポワール井口台
債務者　三代　幸秀
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６３号
山口県下関市丸山町１丁目11番32号　小山田アパート101号
債務者　中村　一朗
1　決定年月日時　平成25年６月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１０号
徳島県阿南市津乃峰町東分98番地10　南海アパート１Ｆ、前住所徳島県阿南市富岡町東新町75番地６
債務者　岡　美津留
1　決定年月日時　平成25年６月18日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
徳島地方裁判所阿南支部